

熊本県誕生150周年記念事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

熊本県誕生150周年記念事業委託業務

2 委託業務の目的

令和8年（2026年）が、現在の形の熊本県が誕生した明治9年（1876年）から起算して150年に当たることから、県民とともにこれまでの歴史を振り返り、熊本県の魅力を再発見するとともに、地域への愛着と誇りの醸成を目的として、記念事業を実施することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

本事業の目的を達成するため、以下（1）～（3）の業務を実施すること。

（1）特設WEBサイトの構築

- ・ 県民が、本県の歴史、文化・産業の歩みをわかりやすく振り返ることができる特設WEBサイトを構築すること。
- ・ 特設WEBサイト構築にあたっては、写真や年表等を使用し、予備知識のない人にも分かりやすい構成とすること。
- ・ 特設WEBサイトは、遅くとも令和8年（2026年）8月中には公開し、委託期間中の保守管理を行うこと。

（2）リーフレットの制作及び印刷

- ・ 県民が、本県の歴史、文化・産業の歩みをわかりやすく振り返ることができるリーフレットの制作を行うこと。
- ・ リーフレット制作にあっても、写真や年表等を使用し、予備知識のない人にも分かりやすい構成とすること。
- ・ リーフレットについてはA3判（2つ折りまたは4つ折り）、フルカラーとし、3,000部以上印刷すること。

（3）パネルの制作及びパネル展の実施

- ・ 県民が、本県の歴史、文化・産業の歩みをわかりやすく振り返ることができるパ

ネルの制作を行うこと。

- ・パネル制作にあたっては、写真や年表等を使用し、予備知識のない人にも分かりやすい構成とすること。
- ・パネルについてはA1サイズ以上、フルカラーとし、20種類以上各1部制作すること。
- ・当パネルを活用したパネル展を、遅くとも令和8年（2026年）12月までに県庁等で1回以上実施すること。

5 成果品の提出

本業務委託の成果品として、以下のものを提出すること。

成果品	部数	提出期限
リーフレット	3,000部以上	令和8年（2026年）8月31日（月）
リーフレットの電子データ （PDF及びJPEG形式）	各1部	令和8年（2026年）8月31日（月）
パネル	20部以上	令和9年（2027年）3月19日（金）
パネルの電子データ （PDF及びJPEG形式）	各1部	令和9年（2027年）3月19日（金）
業務実施報告書	1部	令和9年（2027年）3月19日（金）
その他、本事業に付随して 作成・収集した資料等で 委託者が必要と認める資料	1部	令和9年（2027年）3月19日（金）

6 成果品の二次利用（電子及び紙媒体）

委託者が行う事業での利用及び配布（複写・加工による利用を含む）

7 委託者との連携

- （1）業務の実施に当たっては、県企画課と十分に連携しながら行うこと。
- （2）業務の進捗管理等を行う総括責任者を配置すること。
- （3）進捗状況について、随時県企画課に報告すること。

8 業務委託仕様書

業務委託契約に係る仕様書については、本仕様書及び提案者の企画提案を基に、県と提案者が協議の上、決定するものとする。

9 留意事項

委託者熊本県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の事項について留意する。

- (1) 乙は、本業務の遂行にあたって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、本業務の遂行にあたって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 原則として、乙は本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲の承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (4) 乙が本業務にて制作した成果物の著作権及び使用权は、甲に帰属するものとし、甲が必要なものに利用することができるものとする。
- (5) 原則として、掲載する画像等の素材の取得は、提案内容に基づき、乙において取材により行うこと。
- (6) 打合せ及び取材に係る交通費、取材経費等については、乙の負担とする。
- (7) 第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、乙が著作権者の承諾を得て行うものとし、甲が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、乙は一切の責任を負うこと。
- (8) 乙は、取材、関係機関との協議、文章の校正、監修等に不足ないスタッフ・時間を充当する実施体制・スケジュールを確保すること。
- (9) 乙は、業務開始の際、甲と乙が協議の上、業務全体のスケジュールを作成すること。
- (10) その他、業務を円滑に進めるため、仕様書に定めのない事項については、甲と乙が相互に協議の上、決定する。